

令和4年4月1日から

伐採及び伐採後の造林の届出制度

が変わります

伐採及び伐採後の届出制度とは

Check! 森林の伐採を行う際には、市町村への届出が必要です

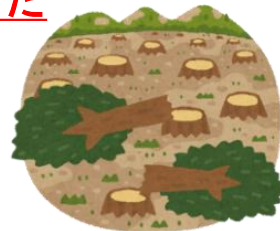
自分の所有している森林であっても、森林法第5条に基づき県が定めている計画対象森林内で立木を伐採する場合は、当該森林が所在する市町村長へ届け出を行うこととなっています。



何が変わるの？

Check! 届出様式が分割され記入事項が追加されました

- 従来の一体型様式から伐採計画書と造林計画書を分割
- 集材の方法の記載が追加(伐採計画書)
- 造林計画書へ鳥獣害対策の記載を追加(造林計画書)
- 伐採後の状況報告書の提出(従来は造林後のみ) など



また、愛南町森林整備計画で指定されているゾーニング区域内の森林については、次のとおり造林計画が制限されます。

- 「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」及び「特に効率的な森林施業が可能な森林」内の人工林
→原則として人工植栽による更新が必要です。
- 「鳥獣害防止森林区域」で人工植栽を行う場合
→原則として鳥獣害防止対策の実施が必要です。



区域の確認等については、右記のお問い合わせ先までご連絡ください。

森林所有者の皆様へ

Check! 伐採後の更新義務は、森林所有者にあります



適切な更新(人工植栽または天然更新)がなされない場合の植栽に関する指導もしくは命令は、伐採業者ではなく森林所有者に対して行われます。

立木売買等の場合は、造林計画が実現可能なものかを慎重に検討のうえ、伐採業者へ確認してください。

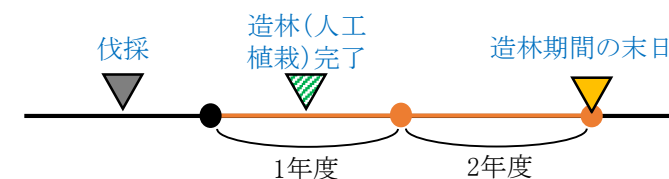
平成29年4月1日以降に届出をされた方へ

Check! 伐採地の更新が終わっている場合は、造林後の状況報告書の提出が必要です

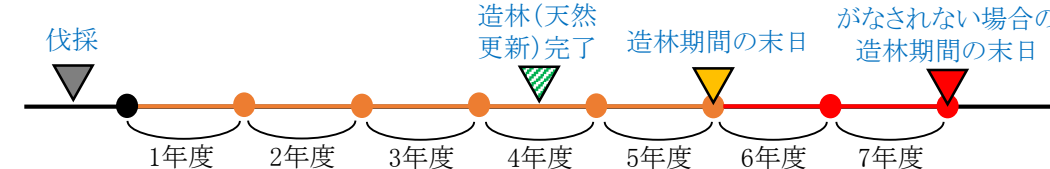
平成29年度以降の届出については、「伐採及び伐採後の造林の状況報告書」の提出が必要です。

それぞれの更新期間は、伐採終了の翌年度から起算して、人工造林においては2年間、天然更新においては5年間となっており、完了した日から30日以内に提出する必要があります。

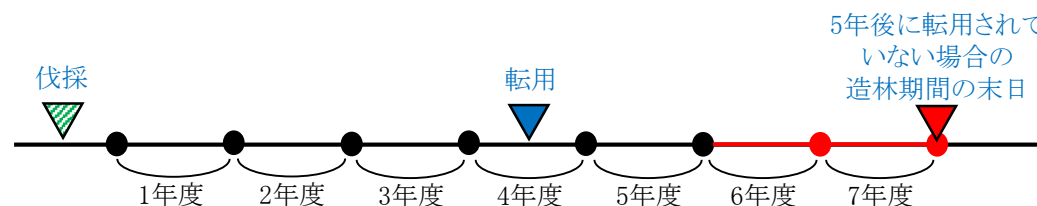
○人工造林の場合



○天然更新の場合



○林地転用の場合(伐採完了後から30日以内に報告書を提出)



◎ ▼ 及び ▼ の日から30日以内に報告書を提出 (▼は令和4年度から開始)

◎造林期間末日までに更新完了しなかった場合(または5年以内に転用しなかった場合は、—の期間内に行った造林について報告書を提出)

お問い合わせ先

〒798-4196
 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420
 愛南町役場 農林課 林業振興係
 Tel : 0895-72-7311 Fax : 0895-72-1214

